令　　和　　５　　年　　度

福島県建設技術協会通常総会（資料）

令 和 ５ 年 ６ 月

福 島 県 建 設 技 術 協 会

議　　事

・第１号議案　令和４年度事業報告承認の件

・第２号議案　令和４年度収支決算報告承認の件

・第３号議案　規約改正承認の件

・第４号議案　令和５年度事業計画承認の件

・第５号議案　令和５年度予算承認の件

・第６号議案　令和５年度役員選出の件

令和４年度　全日本建設技術協会表彰

（令和４年度役職）

１．小　　沢　　賞

益　子　　公　司　　福島県土木部技監

昭和６１年に入会以来、協会員として積極的に協会の活動に参画され、常任委員や副会長を歴任し、事業の進捗及び協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、その卓越した行動力と指導力により建設行政に顕著な業績を上げるとともに、豊富な知識と経験をもって後進の育成に力を尽くされてきました。

特に、港湾行政においては、小名浜港や相馬港の港湾計画の策定に数多く携われたほか、特定埠頭運営事業による埠頭管理事務の合理化、効率化に尽力されました。東日本大震災からの復旧復興においては、港湾の応急復旧や輸送拠点機能確保による支援物資の円滑な輸送、さらには、石炭の安定的な輸送のため小名浜港の国際バルクターミナルへの進展に尽力するなど、港湾を核とした地域経済の復興に資する大きな役割を担われました。また、土木行政を分かりやすく発信し、多くの方に知ってもらうためにＳＮＳを活用した広報を導入するなど、先進的な取り組みを指揮されました。

２．東北地区建設技術協会連合会　会長賞

諏　江　　勇　　福島県土木部次長（企画技術担当）

昭和６２年に入会以来、協会員として積極的に協会の活動に参画され、副会長や会長を歴任し、事業の進捗及び協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、東日本大震災による津波被災地の復興計画策定や、復興まちづくりに係る事業の推進に尽力するとともに、震災犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とした復興祈念公園の計画策定、帰還困難区域内災害復旧工事に係る課題解決への取り組みなど、被災地に寄り添いながら、着実な復興の推進を指揮されました。また、県内の多彩な風土や観光資源を活用した地域づくりの推進や円滑な事業執行のため県内初の建設発生土受入れ公設ストックヤード整備を推進するなど、建設行政の多岐にわたる分野で貢献され、発展に尽力されました。

矢 内　　誠 一 郎　　福島県土木部次長（河川港湾担当）

昭和６３年に入会以来、協会員として積極的に協会活動に参画され、副会長や分会委員等を歴任し、事業の推進及び協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、「裏磐梯三湖の治水管理」や「福島県全県域下水道化構想」マニュアル策定をはじめ、東日本大震災や東日本台風などの災害に対して、被災地の事務所長として施設の早期復旧や再度災害防止に向けた取り組みを指揮されました。また、本県における「流域治水」の取り組みを主導し、県内各地における「流域治水プロジェクト」策定を推進するなど、地域の安全・安心の確保に尽力されました。

服 部　　雅 道　　福島県土木部次長（都市担当）

昭和６１年に入会以来、協会員として積極的に協会活動に参画され、会計監事や常任委員等を歴任し、事業の推進及び協会の運営や発展に貢献されました。

建設行政においては、県内の防災緑地整備を令和２年７月に全ての地区で完了させるなど、東日本大震災による津波被害を受けた地域における復興まちづくりの礎を築きました。また、福島県復興祈念公園の整備では、施設配置計画の策定・公表を行い、令和２年９月に一部供用を図るなど、本県の震災復興の象徴となる施設の整備に尽力されると共に、２０２０東京五輪では、県営あづま球場の環境整備を精力的に指揮され、野球・ソフトボール競技の本県開催に繋げ、五輪の理念である復興五輪を広く印象付けました。

大 竹　　健 義　　福島県土木部次長（建築担当）

昭和６１年に入会以来、副会長をはじめとした当協会の役員を５年間務められ、全建活動に熱意を持って取り組み、当協会の発展と技術の向上に貢献されました。

建設行政においては、原子力災害で長期避難を余儀なくされた被災者に１日でも早く安定した居住を提供するため、「復興公営住宅」の整備において様々な発注方法や建設工法を採用し、４，７６７戸の完成に道筋を付けられました。また、県有建築物の整備においては、ふたば未来学園中・高一貫校やロボットテストフィールド・研究開発拠点、原子力災害伝承館など本県の復興・創生の拠点となる施設の整備を指揮されました。さらに、令和元年東日本台風や令和３年、４年の福島県沖地震の

被災者のための借上住宅の供給・管理のほか、地方創生に向けた移住・定住施策などの実現に取り組み、福島の復興に貢献されました。

３．全　建　功　労　賞

（１）授賞基準１号関係

宗　像　　誠　也　　福島県県中建設事務所長

若手技術者の育成に強い熱意をもって、協会の組織運営や発展に尽力されました。また、道路を主体とした多様な経験で培った技術力と渉外力を遺憾なく発揮し、東日本大震災や令和元年東日本台風等からの復旧・復興に尽力するなど、多年に渡り県土整備に貢献されました。

（２）授賞基準２号関係

田 母 神　　秀 顕　　福島県土木部営繕課長

脱炭素社会の実現に向け、建築物における再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの効率利用を積極的に推進し、庁舎整備で東北初のニアリーゼブ実現など、営繕行政の発展に貢献されました。

小　林　　英　俊　　会津若松市建設部長

市民の健康活動に資する会津総合運動公園の供用に向けて整備事業や、本市の都市内幹線道路である都市計画道路藤室鍛冶屋敷線など道路整備の推進し、会津若松市の都市づくりに貢献されました。

４．長期会員賞（入会 20 年）　１１名　　(50 音順)

今泉　和宏	内田　吉寛	大内　洋平	小形　麻子	小松　律子
平子　嘉子	田村　健太郎	矢吹　利恵	山崎　光	吉田　博之
渡辺　喜浩				

５．全　建　賞

○ふくしま復興再生道路整備事業　国道 114 号山木屋工区・国道 349 号大綱木工区・・・県北建設事務所

原発避難解除等区域の復興を担う幹線道路の整備。大半の住民が帰還できない中で、用地交渉を進捗させるとともに、ICT 建設機械の自動制御及び遠隔臨場などを通じて施工の合理化・効率化を図りながら、事業を完成させた。

○国道２５２号本名バイパス・・・会津若松建設事務所

事業区間の７割をトンネル及び長大橋が占めるバイパス整備。モルタル吹付と支保工建込み作業を同一機械で実施するなどトンネル施工の合理化を図るとともに、積極的な住民見学会の実施により地区内外の住民の理解を得ながら事業を完成し、屈曲線形や幅員狭小といった現道の課題を回避できるバイパス道路を整備した。

○ふくしま復興再生道路整備事業　国道 288 号野上小塚工区・・・相双建設事務所

原発避難解除等区域の復興を担う幹線道路の整備。令和元年東日本台風の影響により、トンネル低土被り部の沢地形に常時流水が確認されたため、学識経験者を招いた技術委員会を開催して対策工を検討し、厳しい地形条件のため人力施工による対策を講じながら、トンネルを供用させた。

○災害復旧事業　毛萱仏浜地区海岸交付金事業(河川)(再生･復興)　富岡川交付金事業(再生・復興)　広野小高線（毛萱工区)・・・富岡土木事務所

海岸堤防復旧、道路改良、河川改修等による地域の防災力向上の取組。各事業の整備及び「防災林整備」による多重防御に加え、粘り強い海岸堤防構造による周辺住民の避難時間の確保と住民の速やかな避難（ソフト対策）により、想定を超える津波に対しても総合的な防災力の向上を図った。

○国道３９９号十文字工区道路改良事業・・・いわき建設事務所、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所

原発避難解除等区域の復興を担う幹線道路を、国と福島県の役割分担により整備した道路改良事業。BIM／CIM による設計の可視化や無人航空機による土量管理といった新技術の積極導入や、既往技術の創意工夫を重ねるなど施工の合理化・効率化を推進し、事業を完成させた。

○重点道の駅「道の駅ふくしま」整備事業・・・福島市

道の駅の整備事業。県産材を使用した魅力的な空間を提供するとともに、防災拠点としての機能も合わせ持った復興のシンボルにふさわしい整備を実現した点や、生産者協議会の設立や、ツアー、シンポジウムの開催により地域の活性化に寄与することで新しい「地域振興拠点」の整備を実現した。

≪第１号議案≫

令和４年度事業報告承認の件

実施年月日	事　　項
R4.6.1	令和４年度 福建通常総会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催中止。 議案は、常任委員会(書面開催)において承認 令和４年度役員 会　　長　青木　隆直 副 会 長　杉原　雅人　田母神　秀顕 宗像　誠也　小針　成次 会計監事　玉川　善徳　高萩　俊
4.6.30	第６３回 全建定時社員総会 於：全日本建設技術協会会議室 谷口功労賞：猪股　慶藏 全建功労賞 第１号：鍋野　浩和 第２号：鈴木　勝徳　藤由　英樹　遠藤　徳良 長期会員賞：15 名 全　建　賞：相馬復興市民市場(浜の駅松川浦)整備事業（相馬市）
4.7	「建設ふくしまニュース No.84」を発行
4.7	派遣職員への御礼　記念品贈呈 福島県土木部　１名
4.8	派遣職員への御礼　記念品贈呈 福島県土木部　２名
4.10	派遣職員への御礼　記念品贈呈 相馬市　１名
4.11.29	令和４年度福建「建設技術講習会」 於：ビッグパレットふくしま　参加者　74 名
4.11.30	令和４年度福建「建設技術講習会」現場研修会 於：逢瀬川河川改修事業　谷田川堤防補強工事 須賀川土木事務所　須賀川市民交流センターtette 参加者　57 名
4.11	「２０２２会員名簿」を発行

R5.1.23	令和４年度 東北地区建設技術協会連合会総会、表彰式及び意見交換会 於：ホテルメトロポリタン山形（山形県山形市） 出席者：木村副事務局長
5.1.27	令和４年度 ふくしまの未来を拓く業務発表会 於：こむこむ（福島市）　発表者　12 名
5.1.31	東北地区建設技術協会連合会主催 第２７回 河川・道路管理等に関する講習会（ＷＥＢ開催） 参加者 30 名
5.3	「建設ふくしま vol.143」を発行
5.3	令和３年度退会者へ表彰状送付 退職者　21 名
5.3	派遣職員への御礼　記念品贈呈 福島県土木部　6 名 市町村　9 名

Ⅰ　組　織　部

1. 会員名簿の作成　320 部
2. 全建長期会員表彰者の推薦　11 名
3. 福建会員管理
4. 福建「功労賞」表彰　21 名

Ⅱ　調　査　部

1. 技術力向上に対する支援

技術資格取得支援金支給　計 8 件

Ⅲ　事　業　部

1. 方部別助成

事務所内講習会（県南方部）

2. 文化事業方部助成

道路の美化活動（県北方部、相双方部）

Ⅳ　編　集　部

1.　機関誌発行

「建設ふくしま vol.143」の発行　R5.3　1,850 部

「建設ふくしまニュース№84」の発行　R4.7（ＨＰ掲載）

Ⅴ　研　修　部

１．令和４年度福建「建設技術講習会」

日　程：令和 4 年 11 月 29 日（火）（講習会）

会　場：ビッグパレットふくしま

日　程：令和 4 年 11 月 30 日（水）（現場研修会）

研修会場：逢瀬川河川改修事業、谷田川堤防補強工事、
須賀川土木事務所、須賀川市民交流センターtette

２．令和４年度 ふくしまの未来を拓く業務発表会

日　程：令和 5 年 1 月 27 日（金）

会　場：こむこむ　わいわいホール　発表者　12 名

Ⅵ　事　務　局

１．東北地区建設技術協会連合会主催

第２７回 河川・道路管理等に関する講習会（ＷＥＢ開催）

日　程：令和 5 年 1 月 31 日（火）　参加者　30 名

Ⅶ　講習会及び海外研修

1．建設技術講習会（全建主催）

日　　程 （現場研修）	開催地	回　数　と　テ　ー　マ　・　概　要	参加者数		
			県	市町村	関係機関
８月２４日 ２５日 （　２６日）	秋田県 秋田市	第６８３回 これからの社会インフラの維持管理・更新	５	０	２
９月　７日 ８日 （　９日）	熊本県 熊本市	第６８４回 公共工事の品質確保と入札契約の適正化	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催中止		
９月２８日 ２９日 （　３０日）	福井県 福井市	第６８５回 これからの公共事業と建設技術者のあり方	４	０	０
１０月１２日 １３日 （　１４日）	宮城県 仙台市	第６８６回 Society5.0 に向けた公共事業における新技術の利用	４	０	０
１０月２６日 ２７日 （　２８日）	愛媛県 松山市	第６８７回 工事積算（土木・建築）の動向と i-Construction の取り組み	４	０	０
１１月１６日 １７日 （　１８日）	新潟県 新潟市	第６８８回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題	５	０	０
１１月３０日 １２月　１日 （　２日）	佐賀県 佐賀市	第６８９回 災害に強い安全な国土づくり	４	０	１
１月１１日 １２日 （　１３日）	三重県 津　市	第６９０回 都市行政の課題・河川行政の課題	４	０	０
１月２５日 ２６日 （　２７日）	栃木県 宇都宮市	第６９１回 上水道行政の課題・下水道行政の課題	２	０	２
２月１５日 １６日 （　１７日）	山口県 山口市	第６９２回 災害復旧	３	０	０

2. 実地研修会（全建主催）

日　程 （現場研修）	開催地	回　数　と　テ　ー　マ　・　概　要	参加者数		
			県	市町村	関係機関
６月　２日 　　３日	兵　庫　県 神　戸　市	明石海峡大橋　～世界最長吊り橋の維持管理～	０	０	０
６月１６日 　　１７日	新　潟　県 新　潟　市	大河津分水路改修事業 ～信濃川の治水事業の歴史と大河津分水路改修事業～	０	０	０
７月１４日 　　１５日	宮　城　県 気 仙 沼 市	東日本大震災の復興と現状 ～復興道路・復興支援道路の全線開通と 3.11 震災伝承への取組み～	１	０	０
８月　９日 　　１０日	富　山　県 立　山　市	立山カルデラ　～砂防施設の機能と保全～	０	０	０
８月１８日 　　１９日	熊　本　県 八　代　市	令和２年７月豪雨の災害復旧と南九州西回り自動車道の建設 ～球磨川流域の復旧状況と芦北出水道路の機能と役割～	０	０	０

3. 講習会・意見交換会（東北地区連合会主催）

開催年月日	実施事業名	参加人数
１月３１日	第２７回 河川・道路管理等に関する講習会（ＷＥＢ開催）	３０名

≪第２号議案≫

令和４年度収支決算報告承認の件

一　般　会　計

収　入　の　部

（単位：円）

費　　目	４年度予算	４年度決算	増　　減	摘　　要
会　　費 現　年　度	11, 436,200	11,364,000	△72,200	
繰　　越　　金 令和３年度繰越金	3,186,554	3,186,554	0	
雑　　収　　入 雑 収 入（※１）	940,000	0	△940,000	
本　部　助　成　金 全建本部助成金等	400,000	282,887	△117,113	
雑　　費 銀 行 利 子	18	40,032	40,014	
一般会計合計	15,962,772	14,873,473	△1,089,299	

※１全建会員見舞金

支　出　の　部　　（単位：円）

費　　目	４年度予算	４年度決算	増　　減	摘　　要
事　務　費	3,540,000	3,287,969	△252,031	
人　件　費	3,000,000	2,952,693	△47,307	
旅　　費	230,000	105,980	△124,020	
通　信　費	250,000	190,374	△59,626	
備品購入費	0	0	0	
消耗品費	30,000	24,530	△5,470	
印刷製本費	0	0	0	
管理経費	30,000	14,392	△15,608	
会　議　費	290,000	880	△289,120	
総　会　費	210,000	0	△210,000	
諸会議費	80,000	880	△79,120	
事　業　費	5,300,000	2,819,655	△2,480,345	
組　織　部	810,000	639,210	△170,790	
調　査　部	200,000	45,000	△155,000	
事　業　部	1,080,000	18,966	△1,061,034	
編　集　部	1,620,000	1,603,220	△16,780	
研　修　部	1,190,000	513,259	△676,741	
事　務　局	400,000	0	△400,000	
各部雑費	0	0	0	
会　　費	4,611,120	4,600,560	△10,560	
本部会費	4,581,120	4,570,560	△10,560	
東北地区連合会費	30,000	30,000	0	
雑　　費	160,000	68,800	△91,200	
海外研修費	0	0	0	
予　備　費	1,961,652	0	△1,961,652	
震災関連費	100,000	54,405	△45,595	
合　　計	15,962,772	10,832,269	△5,130,503	

令和４年度福島県建設技術協会収支決算書

歳入決算額	14,873,473
歳出決算額	10,832,269
差引残高（令和４年度繰越金）	4,041,204

（１）　組織部

（単位:円）

内　　容	決　算　額
会員名簿作成　320 部	588,390
会員顕彰費　0 名	0
福建功労賞　21 名	50,820
合　　計	639,210

（２）　調査部

（単位:円）

内　　容	決　算　額
技術力向上に対する支援 ・技術資格取得支援金　8 件	45,000
合　　計	45,000

（３）　事業部

（単位:円）

内　　容	決　算　額
方部別助成　1 事業	3,850
文化事業助成金　2 事業	15,116
合　　計	18,996

（４）　編集部

（単位:円）

内　　容	決　算　額
原稿依頼 （原稿寄稿御礼　図書券）	15,920
「建設ふくしま」Vol.143 発行部数　1,850 部	1,587,300
切手代（見積依頼）	0
合　　計	1,603,220

（５）　研修部

（単位:円）

内　　容	決　算　額
令和４年度 ふくしまの未来を拓く業務発表会	83,053
建設技術講習会	430,206
合　　計	513,259

（６）　事務局

（単位:円）

内　　容	決　算　額
伝承プロジェクト 講師派遣	0
合　　計	0

記念事業費特別会計

収　入　の　部

（単位：円）

科　　目	４年度予算	４年度決算	増　　減	備　　考
繰　　越　　金	718,848	718,848	0	
記念事業費積立金	0	0	0	
銀　行　利　息	0	6	6	
計	718,848	718,854	6	

支　出　の　部

（単位：円）

科　　目	４年度予算	４年度決算	増　　減	備　　考
記　念　事　業　費	0	0	0	
次 年 度 繰 越 金	718,848	718,854	6	
計	718,848	718,854	6	

令和４年度記念事業費特別会計収支決算書

歳入決算額	718,854
歳出決算額	0
差 引 残 高（令和４年度繰越金）	718,854

令和４年度福島県建設技術協会収支決算書

歳入決算額	14,873,473 円
歳出決算額	10,832,269 円
差引残高	4,041,204 円
翌年度繰越額	4,041,204 円

令和５年５月１日

福島県建設技術協会会長

令和４年度会計監査報告

福島県建設技術協会の令和４年度歳入歳出決算について、諸帳簿並びに金銭出納処理を５月１０日に監査したところいずれも適正であり、決算のとおり相違ないことを認めます。

令和５年５月１０日

福島県建設技術協会

会計監事　　高萩　俊

玉川　善徳

≪第３号議案≫

規約改正承認の件

現　　行	改　正　案	改正理由
８．福島県建設技術協会『功労賞』の表彰規定 ３．表彰　表彰は表彰状及び記念品を贈呈する。	**８．福島県建設技術協会『功労賞』の表彰規定** ３．表彰　表彰は表彰状を贈呈する。	・表彰規定の改正

現　　行	改　正　案	改正理由
10．福島県建設技術協会技術資格取得支援要領 （別紙）資格取得支援・対象資格 ２　建設業関連の民間資格 (1) コンクリート技士・主任技士 (2) コンクリート診断士 (3) 舗装施工管理技術者（1 級、2 級） (4) 下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種） (5) 地すべり防止工事士 (6) 土木鋼構造診断士・診断士補 (7) 空港工事施工管理技術者 (8) ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞﾏﾈｰｼﾞｬ(RCCM) (9) 砂防・急傾斜管理技術者 (10) 日商簿記検定試験（1 級、2 級、3 級）等 ※　なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。	**10．福島県建設技術協会技術資格取得支援要領** （別紙）資格取得支援・対象資格 ２　建設業関連の民間資格 (1) コンクリート主任技士 (2) 舗装施工管理技術者（1 級、2 級） (3) 下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種） (4) 空港工事施工管理技術者 (5) 日商簿記検定試験（1 級、2 級、3 級）等 **※　上記のほか、国土交通省が登録する「国土交通省登録資格」を対象とする。** ※　なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。	・対象資格の改正

≪第４号議案≫

令和５年度事業計画承認の件

Ⅰ　組　　織　　部

1. 会員名簿の作成　300 部
2. 全建長期会員表彰者の推薦
3. 福建会員管理
4. 会員顕彰
5. 福建「功労賞」表彰
6. 東北地区建設技術協会連合会　広報・技術研鑽奨励賞の報告

Ⅱ　調　　査　　部

1. 技術力向上に関する支援
   技術資格取得支援金、体験記謝礼等

Ⅲ　事　　業　　部

1. 方　部　別　助　成　　方部別開催事業の助成、震災復興に関する活動
2. 文化事業方部助成　　地域貢献、ボランティア活動への助成

Ⅳ　編　　集　　部

1. 機関誌発行
   「建設ふくしま vol.144」の発行　R6.3　1,750 部
   「建設ふくしまニュース№85」の発行　R5.7（HP 掲載）

Ⅴ　研　　修　　部

1. ふくしまの未来を拓く業務発表会　R6.2

Ⅵ　事　　務　　局

1. （一社）全日本建設技術協会主催　実地研修会
   「東日本大震災の復興と現状」　R5.7.13～R5.7.14（いわき市）
2. （一社）全日本建設技術協会主催　建設技術講習会
   「都市行政の課題・河川行政の課題」　R5.11.29～R5.12.1（福島市）
3. 東北地区建設技術協会連合会令和５年度総会・令和４年度表彰式（福島市）
4. 「伝承プロジェクト」の実施

Ⅷ　令和５年度建設技術講習会及び実地研修会

※建設技術講習会・研修会の開催内容については変更となる場合があります。

1. 建設技術講習会（全建主催）

日　程 （現場研修）	開 催 地	回　数　と　テ　ー　マ　・　概　要
８月２３日 ２４日 （　２５日）	山　形　県 山　形　市	第６９３回 上水道行政の課題・下水道行政の課題
９月　６日 ７日 （　８日）	愛　知　県 名 古 屋 市	第６９４回 これからの社会インフラの維持管理・更新
９月２０日 ２１日 （　２２日）	石　川　県 金　沢　市	第６９５回 工事積算（土木・建築）の動向と i-Construction の取り組み
１０月　４日 ５日 （　６日）	鳥　取　県 鳥　取　市	第６９６回 Society5.0 に向けた公共事業における新技術の利用
１０月１８日 １９日 （　２０日）	群　馬　県 前　橋　市	第６９７回 これからの公共事業と建設技術者のあり方
１１月　８日 ９日 （　１０日）	兵　庫　県 神　戸　市	第６９８回 公共工事の品質確保と入札契約の適正化
１１月２９日 ３０日 （１２月　１日）	福　島　県 福　島　市	第６９９回 都市行政の課題・河川行政の課題
１月１７日 １８日 （　１９日）	大　分　県 大　分　市	第７００回 災害に強い安全な国土づくり
１月３１日 ２月　１日 （　２日）	徳　島　県 徳　島　市	第７０１回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題
２月２８日 ２９日 （３月　１日）	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市	第７０２回 災害復旧

2. 実地研修会（全建主催）

日　程 （現場研修）	開 催 地	回　数　と　テ　ー　マ　・　概　要
６月２２日 ２３日	兵　庫　県 神　戸　市	明石海峡大橋
７月１３日 １４日	福　島　県 い わ き 市	東日本大震災の復興と現状 ～ふくしま再生復興道路と 3.11 震災伝承への取組～
９月１４日 １５日	東　京　都 港　　区	東京湾アクアラインと首都高速道路の保全
１１月２１日 ２２日	新　潟　県 新　潟　市	大河津分水路改修事業
１２月１４日 １５日	熊　本　県 八　代　市	令和 2 年 7 月豪雨の災害復旧と南九州西回り自動車道の建設

3. 講習会・意見交換会（東北地区連合会主催）

日　時：令和５年度第３四半期（予定）

場　所：岩手県盛岡市

議　題：(案)

１）各協会活動についての情報交換

２）その他

≪第５号議案≫

令和５年度予算承認の件

令和５年度予算（案）

一　般　会　計

収　入　の　部　　（単位：円）

費　　目	令和５年度予算	令和４年度予算	増　　減	摘　　要
会　　費 （※１）－（※２）	11,118,200	11,436,200	△318,000	
繰　越　金 令和４年度繰越金	4,041,204	3,186,554	854,650	
雑　収　入 雑　収　入(※3)	400,000	940,000	△540,000	
本 部 助 成 金 全建本部助成金等	400,000	400,000	0	
雑　　費 銀 行 利 子 等	18	18	0	
合　　計	15,959,422	15,962,772	△3,350	

(※3) 伝承プロジェクト講師派遣旅費

会員数（R5.4 現在）

正　会　員　　1,245 人×8,400 円／年＝10,458,000 円

準　会　員（80 歳未満）　243 人×5,000 円／年＝ 1,215,000 円

準　会　員（80 歳以上）　46 人×2,000 円／年＝　92,000 円

合　計　　1,534 人　　11,765,000 円（※1）

※正会員のうち、東日本大震災による東京電力福島第１原子力発電所事故に伴う制限区域内に居住地のある会員、または制限区域を有する市町村所属の会員については、会費を免除する予定

77 人×8,400 円／年＝ 646,800 円（※2）

R4.4 からの会員数変動

正　会　員　　1,245 人（R5.4）－1,270 人（R4.4）　　25 人減

準　会　員　　289 人（R5.4）－ 298 人（R4.4）　　9 人減

合　計　　34 人減

支　出　の　部　　（単位：円）

費　　目	令和５年度予算	令和４年度予算	増　　減	摘　要
事　務　費	3,540,000	3,540,000	0	
人　件　費	3,000,000	3,000,000	0	
旅　　費	230,000	230,000	0	
通　信　費	250,000	250,000	0	
備品購入費	0	0	0	
消耗品費	30,000	30,000	0	
印刷製本費	0	0	0	
管理経費	30,000	30,000	0	
会　議　費	290,000	290,000	0	
総　会　費	210,000	210,000	0	
諸会議費	80,000	80,000	0	
事　業　費	4,565,000	5,300,000	△735,000	
組　織　部	810,000	810,000	0	
調　査　部	200,000	200,000	0	
事　業　部	1,080,000	1,080,000	0	
編　集　部	1,655,000	1,620,000	35,000	
研　修　部	120,000	1,190,000	△1,070,000	
事　務　局	700,000	400,000	300,000	
各部雑費	0	0	0	
会　　費	4,515,120	4,611,120	△96,000	
本部会費	4,485,120	4,581,120	△96,000	
東北地区連合会費	30,000	30,000	0	
雑　　費	160,000	160,000	0	
海外研修費	0	0	0	
予　備　費	2,789,302	1,961,652	827,650	
震災関連費	100,000	100,000	0	
記念事業費	0	0	0	
合　　計	15,959,422	15,962,772	△3,350	

（１）　組織部

（単位:円）

内　　容	予　算　額
会員名簿作成費　300 部	600,000
会員顕彰費	80,000
福建功労賞（賞状・筒代）	130,000
合　　計	810,000

（２）　調査部

（単位:円）

内　　容	予　算　額
技術力向上に関する支援 ・技術資格取得支援金 ・技術資格取得体験記原稿謝礼　等	200,000
合　　計	200,000

（３）　事業部

（単位:円）

内　　容	予　算　額
方部別親睦事業 9 方部への助成	900,000
文化事業助成金	180,000
合　　計	1,080,000

（４）　編集部

（単位:円）

内　　容	予　算　額
原稿依頼 40 名 （原稿寄稿御礼図書ｶｰﾄﾞ）	20,000
「建設ふくしま」発行 vol. 144 発行部数 1, 750 部	1,630,000
雑費（切手代）	5,000
合　　計	1,655,000

（５）　研修部

（単位:円）

内　　容	予　算　額
令和 5 年度ふくしまの未来を拓く業務発表会	120,000
合　　計	120,000

（６）　事務局

（単位:円）

内　　容	予　算　額
「伝承プロジェクト」実施	400,000
（全建）建設技術講習会 催事料(前回実績 179,265 円)	300,000
合　　計	700,000

記念事業費特別会計

収　入　の　部

（単位：円）

科　　目	令和５年度予算	令和４年度予算	増　　減	備　　考
前年度繰越金	718,854	718,848	6	
記念事業費積立金	0	0	0	
計	718,854	718,848	6	

支　出　の　部

（単位：円）

科　　目	令和５年度予算	令和４年度予算	増　　減	備　　考
記念事業費	0	0	0	
次年度繰越金	718,854	718,848	6	
計	718,854	718,848	6	

≪第６号議案≫

令和５年度役員選出の件

（案）

会　　長	福島県土木部次長（都市担当）	大竹　和彦
副 会 長	福島県土木部河川計画課長	唐橋　薫
副 会 長	福島県土木部建築指導課長	村上　金彦
副 会 長	福島県いわき建設事務所長	吉田　伸明
副 会 長	福島市建設部長	車田　和昭
会計監事	福島県土木部まちづくり推進課長	鈴木　義弘
会計監事	福島県喜多方建設事務所長	佐藤　研一

福島県建設技術協会諸規定

1. 福島県建設技術協会規約
2. 福島県建設技術協会細則
3. 福島県建設技術協会事務処理規定
4. 建設技術調査研究実施要領
5. 福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領
6. 福島県建設技術協会特別委員会設置要領
7. 海外等技術研修の運営規約
8. 福島県建設技術協会「功労賞」表彰規定
9. 福島県建設技術協会会員顕彰要領
10. 福島県建設技術協会技術資格取得支援要領
11. 東北地区建設技術協会連合会　広報・技術研鑽奨励賞
福島県建設技術協会選考・決定要領
12. 福島県建設技術協会機構図

１．福島県建設技術協会規約

昭和 52 年 7 月 23 日改正
昭和 53 年 6 月 17 日改正
昭和 57 年 6 月 26 日改正
昭和 58 年 7 月 2 日改正
昭和 59 年 7 月 14 日改正
昭和 60 年 7 月 13 日改正
昭和 62 年 7 月 4 日改正
昭和 63 年 6 月 11 日改正
平成 元年 7 月 15 日改正
平成 2 年 6 月 16 日改正
平成 4 年 6 月 20 日改正
平成 7 年 6 月 9 日改正
平成 8 年 7 月 12 日改正
平成 9 年 6 月 13 日改正
平成 10 年 6 月 12 日改正
平成 12 年 6 月 9 日改正
平成 13 年 6 月 15 日改正
平成 15 年 6 月 6 日改正
平成 17 年 6 月 10 日改正
平成 18 年 6 月 9 日改正
平成 19 年 9 月 3 日改正
平成 20 年 6 月 6 日改正
平成 21 年 6 月 5 日改正
平成 22 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 1 月 14 日改正
平成 23 年 8 月 10 日改正
平成 24 年 5 月 10 日改正
平成 25 年 5 月 31 日改正
平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 28 年 5 月 27 日改正

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　本会は、会員相互の親睦を図るとともに建設技術関係者の技術の向上及び、社会的地位の向上を図り、また建設行政の進展に資するを目的とする。

（名　　称）

第2条　本会は、福島県建設技術協会と称し、事務所を福島県土木部内におく。

（事　　業）

第3条　本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

(1)建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善に関する調査研究、建議並びに宣伝啓発

(2)研究会、講習会、見学会及び講演会等の開催

(3)機関誌、図書その他印刷物の刊行及び斡旋

(4)会員相互の親睦及び厚生に関する事業

(5)その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章　会　　員

（会員の種類及び資格）

第4条　会員は正会員、準会員とする。

2. 正会員は福島県及び福島県内市町村並びに公社等の建設技術職員とする。

3. 準会員は正会員の資格を失った者のうちから本会の目的に賛同し、かつ協力する者。

（入会）

第5条　会員となるには、入会の申込を行い、会長の承認を受ける。

（退会）

第6条　退会しようとする者は会長に通知し、その際会費は完納するものとする。

（会費）

第7条　正会員は1ヵ月700円、準会員のうち会計年度の前年の4月1日現在で80歳未満の会員は1ヵ年5000円、80歳以上の会員は2000円とする。

ただし正会員の納入金には全日本建設技術協会会費を含むものとする。

第3章　役　　員

（役員の種類）

第8条　本会には次の役員をおく。

会長　1名
副会長　4名
常任委員　27名
方部委員　9名
方部役員　8名（準会員）
分会委員　分会毎に1名
会計監事　2名

2. 会長、副会長及び会計監事は前会長、前副会長、前会計監事の推薦により総会で決定する。

3. 常任委員は本庁3名、建設事務所、小名浜港湾建設事務所、相馬港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所、福島空港事務所、富岡土木事務所、各1名及び福島市役所、郡山市役所、二本松市役所、南相馬市役所、須賀川市役所、会津若松市役所、ふくしま市町村支援機構、出納局、企業局、下水道公社各 1 名としそれぞれの会員のうちから選出する。

4. 方部委員は分会委員の中から相互により定めるものとし、本庁並びに各建設事務所単位に1名とする。

5. 方部役員は準会員の中から各建設事務所単位に1名とし、会長が委嘱する。

6. 分会委員は各分会毎に会員の中から互選により定める。分会とは県庁土木部の総室（ただし、土木総室と企画技術総室は 2 総室で 1 分会）、企業局、出納局、建設事務所、土木事務所、特

設事務所、公社、ふくしま市町村支援機構及び市町村とする。

（役員の任期）

第 9 条　役員の任期は 1 ヵ年とし、再任をさまたげない。

2. 役員に欠陥を生じ、補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第 10 条　会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代理する。

3. 会計監事は本会の会計を監査する。

第 4 章　会　　議

（会議の種類）

第 11 条　本会には次の会議を設ける。

総　　会

常任委員会

（総会の種類及び開催）

第 12 条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は年 1 回開催し臨時総会は会員の 5 分の 1 以上又は常任委員会の議決により会議の目的たる事項を示し請求があったとき、若しくは会長が必要と認めたとき開催する。

（総会の権限）

第 13 条　総会は次の事項を決議する。

(1) 規約の変更

(2) 会長、副会長、会計監事の選任及び解任

(3) 事業計画の決定

(4) 予算及び決算の承認

(5) 解散

(6) その他会長が附議すべきものと認めた事項

（常任委員会の構成及び開催）

第 14 条　常任委員会は、常任委員で構成し常任委員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時、又は会長が必要と認めた時に会長が招集する。

（常任委員会の権限）

第 15 条　常任委員会は次の事項を行う。

(1) 総会の議決を要するもので、緊急を要し会長が総会を招集し議決を得ることが不可能と認めた事項の議決

(2) 総会の議決事項以外の議決

(3) 総会に附議すべき事項の審議

(4) 会計運営上の重要事項についての会長の諮問に対する答申

(5) その他会長が必要と認めた事項の審議

（方部委員会、方部役員会の開催及び権限）

第 16 条　方部委員会、方部役員会は各方部の方部委員、方部役員を以って構成し必要に応じ会長が招集する。

2. 方部委員会、方部役員会は方部的問題の協議研究並びに総会及び常任委員会の附議事項の審議又は建議を行う。

（会議の成立及び議決）

第 17 条　総会は、会員の 2 分の 1、常任委員会は委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

2. いずれの会議も議長は出席者の中より互選し、議事は出席者の過半数を以って決定し可否同数の場合は議長がこれを決する。

3. いずれの会議も委任状を以って議決権を行使することができる。

4. 本条第 1 項の総会については、会員の委任状の提出を以って出席したものとみなし成立することができる。

第 5 章　運　　営

（執行部の機構及び委嘱）

第 18 条　本会の事業を運営するために組織部、調査部、事業部、編集部及び研修部をおく。

2. それぞれの部長、副部長及び部員は、会長

が委嘱する。

（部の分担及び執行）

第 19 条　各部の部長は、会長の命により次の事業を執行する。

(1) 組織部

会員の獲得及び会員名簿の整備を図ると共に、会員の意見の調整並びに会員名簿の発行及び図書の斡旋

(2) 調査部

建設技術水準の向上、建設技術関係者の社会的地位の向上及び処遇改善、調査研究、建議並びに宣伝啓発

(3) 事業部

研究会、講習会、講演会又は会員相互の親睦及び厚生に関する事業への企画開催

(4) 編集部

機関誌、図書その他印刷物の刊行及び発送

(5) 研修部

会員の技術水準の向上並びに研究意欲の喚起を図るための研修会及び講習会の企画開催

2. 夫々の副部長は部長を補佐し、部員は事業に従事する。

第６章　資産及び会計

（資　　産）

第 20 条　本会の資産は、次の各号により構成される。

(1)　会　　計

(2)　寄付金品

(3)　事業に従う金品

(4)　資産から生ずる収入

(5)　その他の収入

2. 本会の経費は資産を以って支弁する。

（会計年度）

第 21 条　本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終る。

第７章　雑　　則

（事務局）

第 22 条　本会に事務局をおく。

2. 事務局は会長の指揮を受け本会の会計及び庶務を処理する。

3. 事務局長、副事務局長及び書記は会長が任免する。

２．福島県建設技術協会細則

（市町村分会）

第 1 条　市町村の分会は会員 10 名以上の市町村とし会員 10 名未満の市町村については各建設事務所単位にまとめて 1 分会とする。

（分会委員会）

第 2 条　分会委員会は各方部の分会委員を以って構成し、各方部毎に方部委員が招集する。

2．分会委員会は各分会及び方部の問題を協議研究する。

（事務補助員）

第 3 条　事務補助員の雇用管理は次によるものとする。

(1)　雇用規定は「福島県会計年度任用職員任用等管理規定」に準ずる。ただし、退職手当は勤続通算年数 1 年当り 10,000 円とする。

(2)　事務補助員は事務局に所属し、本会の事務を補助する。

（会費）

第 4 条　納入した会費は返還しない。

（退会）

第 5 条　会員は次の場合退会する。

(1)　規約第 4 条、2 項、3 項の規定する資格を失ったとき。

(2)　退会の申出をしたとき。

（事務局）

第 6 条　事務局には次の帳簿をおく。

(1)　会員名簿

(2)　会計に関する帳簿

(3)　規約その他に関する帳簿

2．事務局には局員の中から総務、会計の各担当主任をおく。

3．会計主任は本協会の経理事務を行う。

（特別委員会の設置）

第 7 条　会長は別に定める「特別委員会設置要領」にもとづき特別委員会を設置することができる。

3．福島県建設技術協会事務処理規定

平成 10 年 6 月 12 日改正
平成 17 年 6 月 10 日改正
平成 25 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 28 年 5 月 27 日改正

1．方部別助成金

イ．各方部が主催又は共催して行う、建設技術水準の向上、建設行政に関する宣伝啓発、会員相互の親睦及び厚生を目的とした事業（以下、方部別事業という。）に対して方部助成金を交付する。

ロ．方部別助成金は、各方部の会員（正会員）数を勘案して事業部で定める。

ハ．方部別事業の計画は各方部において、準会員の参加にも配慮して県及び市町村の正会員が共同で策定する。

ニ．各方部は方部別事業の計画及び実績について事業部長に報告する。

2．文化事業方部助成金

イ．本協会員が参加して行う方部の文化事業に対して文化事業方部助成金を交付する。

ロ．文化事業とは、地域貢献を目的として主催もしくは共催する事業及び奉仕活動（ボランティア活動）をいう。

ハ．1 文化事業の参加人数は概ね 10 名上とするが、事業主体である各方部の会員数も勘案して判断する。

ニ．文化事業方部助成金は 1 人当たり 1,000 円を上限に助成し、会場借り上げ費用等として 1 事業当たり 10,000 円を上限として助成できるものとする。

ホ．文化事業方部助成金は様式「文化事業助成申請書」にて方部委員より会長に申請するものとする。（様式は事業部にあります）

3．謝礼、原稿料

イ．本協会主催の講習会、講演会、研修会、見学会、映画会等において、講演又は説明を行った者に対してその行事 1 回毎に下記により謝礼を呈する。

(1)　非会員（講演時間 1 時間当り）
　　会長と協議のうえ決定する。

(2)　会員（講演時間 1 時間当り）
　　2,000 円程度又は同等の記念品

ロ．本協会又は全建関係の刊行物に記事、その他を提供した者に対して、500 円～1,000 円程度の範囲で原稿料又は記念品を呈する。

　但し、通常業務の一環である場合はこの限りではない。

4．入会及び退会

イ．入会申込書の様式は次のとおりとする。

ロ．退会通知書の様式は次のとおりとする。

入　会　申　込　書

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

福島県建設技術協会会長　様

（準会員）
私は、貴協会の規約の趣旨に賛同し、正会員として入会します。

（ふりがな） 氏　　名	㊞
生　年　月　日	昭和 平成　　年　　月　　日
所 属（詳しく）	
職　　名	
入 会 年 月 日	令和　　年　　月　　日

退　会　通　知　書

福島県建設技術協会会長　殿

私は貴協会を退会いたします。

（ふりがな）

氏　　名　　㊞

所属(住所)

退 会 理 由

退会年月日

ハ．過去３ヶ年にわたり会費未納の会員について、３年目の会費納入期日までに入金がない場合、又は、会費納入通知が宛先不明で返送された場合は、その時点をもって退会とする。

5．重傷見舞及び香料

イ．対　　象

本協会の会員が重傷を被った場合又は死亡した場合。

ロ．見舞金及び香料の標準

(1) 重傷見舞金

5,000 円以内

(2) 死亡した場合の香料

10,000 円以内

(3) 死亡した場合の献花

会長の認める額

(4) その他特に配慮の必要がある場合は別に会長の決定による。

(5) 重傷に対する見舞い金を贈ったのち死亡した場合は、死亡に対する見舞金から重傷に対する見舞金を差引いた額を贈る

(6) 重傷の範囲は本部規定に準ずる。

ハ．該当事項の要請

方部委員は本規定による見舞の必要を認めたときは次の事項を明記し会長に要請するものとする。

(1) ロに該当する者の所属、役職、氏名、年令、入会年月日

(2) ロに該当する事項の発生した日時、場所及び経過

(3) 死亡の場合は死亡診断書、重傷の場合は該当級号を明記した診断書

二．時　　効

見舞金を受ける権利は該当事由発生後６ヶ月以内とする。

４．建設技術調査研究実施要領

平成 18 年 6 月 9 日改正

１．この建設技術調査研究は、グループ又は個人で実施するものとする。

２．この建設技術調査研究は、一つのテーマについて研究しながら、会員相互の親睦、技術の向上と研究意欲の増進を図ることを目的とする。

３．メンバーは、所属長の承認を得るものとする。

４．このグループには、リーダー、サブリーダーと書記を置き、グループの中から互選する。

５．リーダーは、グループを総括運営し、サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが事故ある時は代行する。書記は会議の内容を記録する。

６．研究会の開催は、リーダーが招集し実施する。又、研究テーマに関連して専門家又は経験者の出席を求めて意見を聞くことができるものとする。

７．研究テーマは、グループ又は個人で選定する。

８．研究会の運営費は、福建研修部が経理する。

９．研究結果は、リーダーから福建会長に報告し、福建研修部から福建会員に広報する。

10．メンバーは、研究会に積極的に出席する義務を負う。

５．福島県建設技術協会図書購入補助事務取扱要領

平成 17 年 6 月 10 日廃止

６．福島県建設技術協会特別委員会設置要領

１．設　　置

協会長は、重要な事業計画について、調査、研究、企画、計画等を行わせるため、特に必要があると認めるときは、次に掲げる事項を定めて、特別委員会を設置する。

(1)　名　　称

(2)　課　　題

(3)　設置期間

(4)　構成員の数

(5)　庶務を担当する部局

(6)　その他必要な事項

２．構　　成

委員会の構成員は、協会員のうちから、協会長が委嘱する。

３．委　員　長

(1) 委員長は、委員のうちから協会長が指名する。

(2) 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を主宰する。

(3) 委員長は、委員会の業務の進捗状況及び成果を協会長に報告しなければならない。

４．解　　散

協会長は、委員会が所要の業務を完了したとき、又は、設置期間が経過したときは、当該委員会の解散を命ずるものとする。

７．海外等技術研修の運営規約

昭和 60 年 7 月 13 日改正
平成 10 年 6 月 12 日改正
平成 15 年 6 月 6 日改正
平成 18 年 6 月 9 日改正

（主　　旨）

わが国経済の高度成長と土木行政の変化、建設技術の向上と国民の行政に対する要求の多様化に伴い、福島県においても地方定住と都市化の進展が顕著であり、様々な問題を抱えている。

このため、県土の発展基盤をなす建設事業に携わる福島県建設技術者としては、広く海外に目を開き、新たな観点から土木・建築のあり方について、認識を深めていくことが必要となっている。

（目　　的）

第 1 条　（一社）全日本建設技術協会「以下全建という」の設立の主旨にしたがって福島県建設技術協会「以下福建という」会員が技術の向上を図るために海外等の技術研修を行うものである。

（名称及び事務局）

第 2 条　本会は、福島県建設技術協会海外等研修運営委員会「以下運営委員会という」と称し、本部を福建内におく。

（組織と運営）

第 3 条　本会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。運営委員会は、会長 1 名、副会長 4 名より構成するものとする。

（資　　格）

第 4 条　海外等技術研修参加資格者は、福島県建設技術協会規約による福建の正会員であり、所属長の推薦を受け、運営委員会の認めた者とする。

２．海外等技術研修資格者は、入会後 10 年を経過した者とする。

（海外等研修会の内容）

第 5 条　原則として、全建が主催する海外等技術研修とし、その他技術の向上に必要と認められる研修について運営委員会で承認し、土木部長及び市町村長が決定するものとする。

（助成金の限度）

第 6 条　海外等技術研修経費の 1／2 とする。

（海外等技術研修参加手続）

第 7 条　海外等技術研修に参加しようとする者は、別紙様式 1 の「海外等技術研修申込書」により運営委員会に対して申込を行い、これにより運営委員会で推薦するものとする。

（帰国後の報告の義務）

第 8 条　参加者は、帰国後速やかにレポートにより報告するものとする。

（そ　の　他）

第 9 条　本規約によりがたいものについては、運営委員会で決定するものとする。

様　式　1

海外等技術研修申込書

令和　　年　　月　　日

海外等技術研修運営委員長殿

所属名

役職名

氏　名

住　所　　㊞

海外等技術研修等参加したく、所属長の承諾を得、ここに申込いたします。

所　属　長　の　承　諾

上記の者について、海外等技術研修に参加することを推薦いたします。

職・氏名　　㊞

８．福島県建設技術協会「功労賞」の表彰規定

平成 12 年 6 月 9 日改正

令和 5 年 6 月改正

１．表彰の趣旨　　長期間、本会正会員として建設技術者の技術の向上並びに地位の向上に貢献した者に対してその業績をたたえ表彰するものである。

２．有 資 格 者　　次の各号のいずれかに該当するものする。

(1) 本会の正会員を 30 年以上勤め、正会員を退会した者。

(2) 正会員を退会した者で、本会運営の功績を会長が特に認めた者。

３．表　　彰　　表彰は表彰状を贈呈する。

９．福島県建設技術協会会員顕彰要領

（目　　的）

第１　この要領は、優秀会員の顕彰に関する必要な事項を定め、優れた会員を広く顕彰することにより、「ものづくり」に携わっている会員の誇りと意欲を増進させ、会員の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

（顕彰の種類）

第２　顕彰の種類は次のとおりとする。

福島県建設技術協会会員顕彰

（顕彰の対象）

第３　顕彰する対象者は、入会後３年以上経過している会員とする。

（顕彰基準）

第４　顕彰は次の各号のいずれかに該当する会員について行う。

(1) 建設行政の遂行にあたり特に模範となる会員

(2) 常に地域社会に貢献し、協会及び建設行政のＰＲに貢献した会員

(3) 会員相互の親睦に積極的貢献し、後進の指導・育成に努めている会員

(4) その他顕彰することが適当と認められる会員

（顕彰の内申）

第５　方部委員は、各方部内の会員の中から第３及び第４に該当する会員を選考し、組織部長あて内申するものとする。

（顕彰選考会）

第６　顕彰を受ける者を選考するため、「福島県建設技術協会会員顕彰選考会」（以下「選考会」という。）を置く。

２　選考会の委員長は、副会長の中から互選した者を会長が任命し、その他の委員は常任委員、執行部の中から会長が任命した者をもって構成する。

（選考会の審査）

第７　選考会は、第４の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、顕彰の候補者を選考するものとする。

２　選考する候補者は若干名とする。

３　委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

（顕　　彰）

第８　会長は、報告を受けた会員の中から被顕彰会員を決定し、常任委員会に報告するものとする。

２　顕彰は、毎年１回とし通常総会の席上顕彰するものとする。

（顕彰にかかる事業分掌）

第９　この要領による事務は、組織部が行う。

（補　　則）

第10　この要領に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成９年５月19日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年４月26日から施行する。

１０．福島県建設技術協会技術資格取得支援要領

平成 27 年 6 月 5 日改正
平成 28 年 5 月 27 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和元年 5 月 31 日改正
令和 5 年 6 月改正

（目　　的）

第１　この要領は、会員の技術資格取得支援に関する必要な事項を定め、技術資格を取得した会員を支援することにより、会員の能力と技術向上を図り、学習する職場環境を創造し、もって福島県建設技術協会の健全な発展に資することを目的とする。

（支援制度の種類）

第２　支援の種類は次のとおりとする。

技術資格取得支援

（支援制度の対象）

第３　支援する対象者は、技術資格を取得した正会員とする。ただし、申請等だけで取得した正会員を除く。

（支援基準）

第４　支援は、技術資格試験に合格し、合格発表の日から６ヶ月以内に合格証の写しを提出した会員について行う。

（支 援 金）

第５　技術資格取得１資格について、５千円を支援する。ただし、一人２つの資格取得までとする。

（対象資格）

第６　別紙表のとおりとする。

（支援にかかる事務分掌）

第７　この要領による事務は福島県建設技術協会調査部が行い、その庶務は同事務局が行う。

（補　則）

第８　この要領に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

（別紙）資格取得支援・対象資格

１　建設業関連の国家資格

(1) 技術士（建設業に関係がある部門）、　技術士（総合技術監理部門）、技術士補
(2) 1 級･2 級建築士、構造設計 1 級建築士、設備設計 1 級建築士
(3) 1 級・2 級建設機械施工技士
(4) 1 級・2 級土木施工管理技士
(5) 1 級・2 級建築施工管理技士
(6) 1 級・2 級造園施工管理技士
(7) 1 級・2 級管工事施工管理技士
(8) 1 級・2 級電気工事施工管理技士
(9) 第 1 種・第 2 種電気工事士
(10) 1 種・2 種・3 種電気主任技術者
(11) 建築基準適合判定資格者
(12) 宅地建物取引士
(13) 測　量　士
(14) 土地区画整理士
(15) 気象予報士
(16) 建築設備士　等

２　建設業関連の民間資格

(1) コンクリート主任技士
(2) 舗装施工管理技術者（1 級、2 級）
(3) 下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種）
(4) 空港工事施工管理技術者
(5) 日商簿記検定試験（1 級、2 級、3 級）　等

※　上記のほか、国土交通省が登録する「国土交通省登録資格」を対象とする。

※　なお、上記にない建設業関連の資格については、その都度追加することができる。

１１．東北地区建設技術協会連合会　広報・技術研鑽奨励賞
福島県建設技術協会選考・決定要領

（目　　的）

第１　この要領は、広報・技術研鑽奨励賞の選考・決定に関する必要な事項を定め、広報及び技術的に顕著な功績を上げた若手・中堅職員を授賞対象者とすることにより、若手・中堅職員の能力や資質の向上及び福島県建設技術協会（以下、本協会）の活動の活性化を図ることを目的とする。

（選考の種類）

第２　選考の種類は次のとおりとする。

東北地区建設技術協会連合会　広報・技術研鑽奨励賞

（選考の対象）

第３　選考する対象者は、本協会の正会員のうち、若手・中堅会員及び若手・中堅職員を含む会員で構成されるグループ（以下、「会員等」という。）とする。

（選考基準）

第４　選考は次の各号のいずれかに該当する会員等とする。

(1) 活動が地域社会に貢献し、マスコミ等で紹介されるなど本協会及び建設行政のイメージ向上に貢献した会員等。

(2) 研究発表会等で、表彰もしくは表彰に次ぐ優秀な発表を行った会員等。

(3) その他表彰することが適当と認められる会員等。

（内　　申）

第５　方部委員は、各方部内の正会員の中から第３及び第４に該当する会員等を選考し、組織部長あて内申するものとする。

（選 考 会）

第６　選考は、福島県建設技術協会会員顕彰要領第６において設置される「福島県建設技術協会会員顕彰選考会」（以下「選考会」という。）において行う。

（選考会の審査）

第７　選考会は、第５の規定により内申された内容について慎重に審査を行い、候補の会員等を選考するものとする。

２　候補の会員等は２名（団体）までとする。

３　委員長は、選考会の結果を会長に報告するものとする。

（授賞対象者の決定）

第８　会長は、報告を受けた候補の会員等の中から受賞対象者を決定し、常任委員会および東北地区建設技術協会連合会に報告するものとする。

（事業分掌）

第９　この要領による事務は、組織部が行う。

（補　　則）

第10　この要領に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成28年２月３日から施行する。

１２．福　建　機　構　図

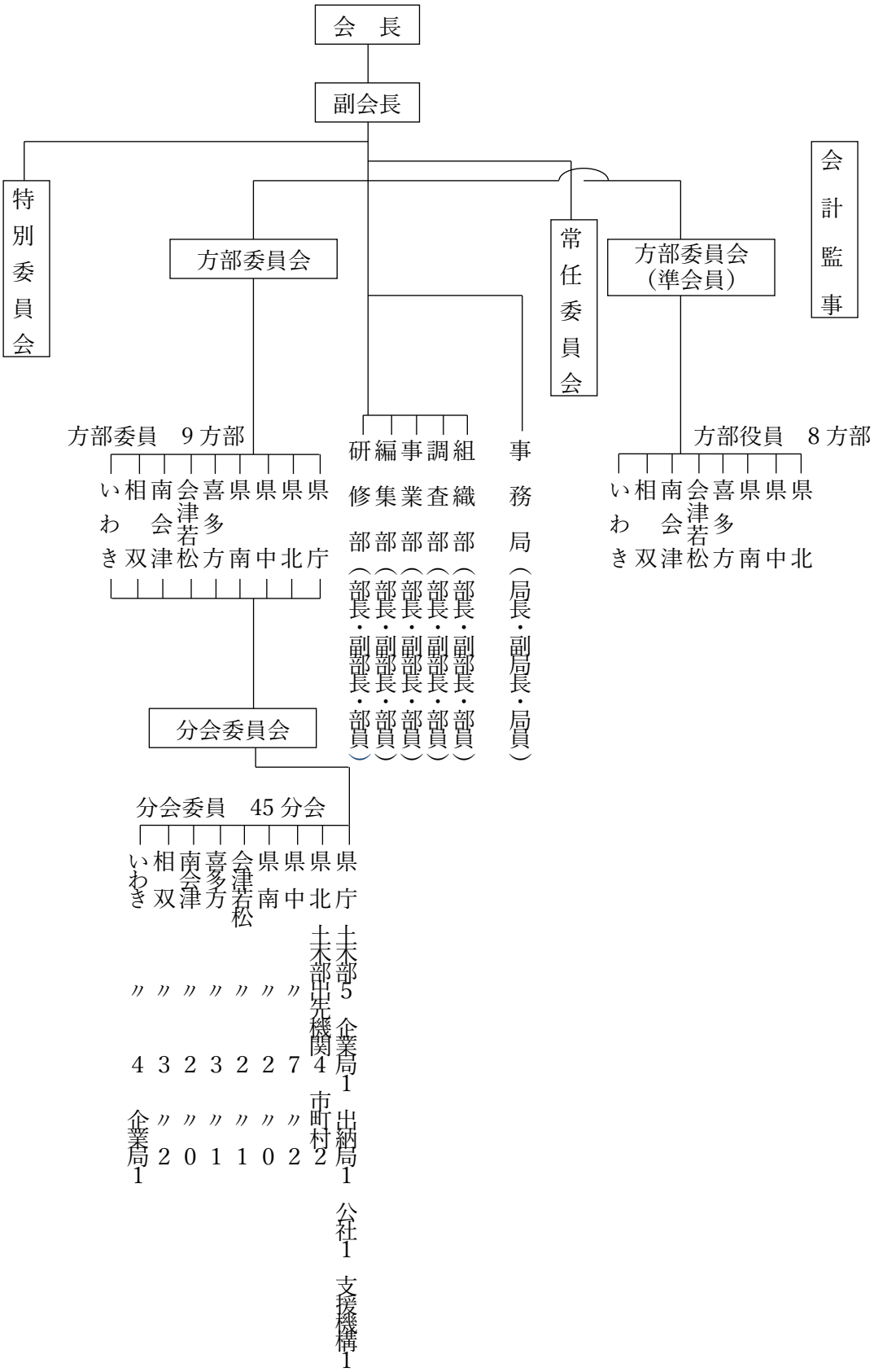
会　長
副会長
特別委員会
方部委員会
常任委員会
方部委員会（準会員）
会計監事
方部委員　9方部
いわき
相双
南会津
会津若松
喜多方
県南
県中
県北
県庁
研修部（部長・副部長・部員）
編集部（部長・副部長・部員）
事業部（部長・副部長・部員）
調査部（部長・副部長・部員）
組織部（部長・副部長・部員）
事務局（局長・副局長・局員）
方部役員　8方部
分会委員会
分会委員　45分会
県庁　土木部5　企業局1　出納局1　公社1　支援機構1
県北　土木部出先機関4　市町村2
県中　〃7
県南　〃2
会津若松　〃2
喜多方　〃1
南会津　〃0
相双　〃3
いわき　〃4　企業局1